省　令

○厚生労働省令第百三十七号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十条第一項及び第二項、第十三条第四項並びに附則第十五条第一項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

厚生労働大臣　舛添　要一

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「の賦課期日（法第百六条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「の賦課期日」を削る。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（算定政令第十三条第四項の厚生労働省令で定める率）

第二十六条の二　算定政令第十三条第四項の厚生労働省令で定める率は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める率とする。ただし、被保険者に係る保険料収納率が、当該各号に掲げる率に満たないことが、災害その他特別の事情によるものであるときは、この限りでない。

一　被保険者の数が一千人未満である市町村　百分の九十四

二　被保険者の数が一千人以上一万人未満である市町村　百分の九十三

三　被保険者の数が一万人以上である市町村　百分の九十二

2　前項の保険料収納率は、当該特定期間の終了年度の十一月三十日現在における当該特定期間分の被保険者に係る保険料についての調査決定済額で、当該特定期間の初年度の四月一日から当該特定期間の終了年度の十一月三十日までの保険料の納期に納付すべきものとして賦課されている額のうち、当該特定期間の終了年度の十一月三十日現在において収納された額の占める率とする。

附則第二十三条中「の賦課期日」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十八号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

厚生労働大臣　舛添　要一

消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第一条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　削除

（厚生労働省定員規則の一部改正）

第二条　厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三八、五〇五人」を「三八、四九五人」に改め、同表合計の項中「三八、六一八人」を「三八、六〇八人」に改める。

（厚生労働省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表本省の項中「三八、一六三人」を「三八、一五三人」に、「三七、九二六人」を「三七、九一六人」に改める。

（食品衛生法施行規則の一部改正）

第四条　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　監視指導計画」を「第三章　削除」に改め、「及び食品衛生監視員」を削除。

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第二十二条及び第二十三条　削除

第六章の章名中「及び食品衛生監視員」を削る。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第七十二条第三号中「食品等」を「食品、添加物、器具、容器包装又は第七十八条各号に掲げるおもちゃ（次条及び第七十四条第一項第三号において「食品等」という。）」に改める。

第七十五条第一項第一号中「都道府県知事等」を「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。）」に改める。

様式第二号から様式第四号までを次のように改める。

様式第二号から様式第四号まで　削除

（健康増進法施行規則の一部改正）

第五条　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（法第三十条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める栄養素）

第十一条　法第三十条の二第二項第二号イの厚生労働省令で定める栄養素は、次のとおりとする。

一　たんぱく質

二　n－6系脂肪酸及びn－3系脂肪酸

三　炭水化物及び食物繊維

四　ビタミンA、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、ビタミンB_1、ビタミンB_2、ナイアシン、ビタミンB_6、ビタミンB_{12}、葉酸、パントテン酸、ビオチン及びビタミンC

五　カリウム、カルシウム、マグネシウム、リン、鉄、亜鉛、銅、マンガン、ヨウ素、セレン、クロム及びモリブデン

2　法第三十条の二第二項第二号ロの厚生労働省令で定める栄養素は、次のとおりとする。

一　脂質、飽和脂肪酸及びコレステロール

二　糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）

三　ナトリウム

第十二条から第十九条までを削る。

様式第三号から様式第八号までを削る。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第六条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項を削る。

別表第二健康増進法の項を削る。

別表第三健康増進法の項を削る。

別表第四健康増進法の項を削る。

附　則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十九号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十一年八月十九日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十八日

国家公安委員会委員長　林　幹雄

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N09－48	ブリヂストンアシスタA59	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻3丁目1番地の1
交　N09－49	エアロアシスタントANGEE－NTB－206W－N	株式会社東部 名古屋市東区白壁四丁目45番地